

新居浜市公告第132号

(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業発注支援業務委託事業者
選定に係る公募型プロポーザルの実施について

(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業発注支援業務委託事業者選定に係る
公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和2年9月18日

新居浜市副市長 寺田政則

1 業務の概要

- (1) 業務名 (仮称)新居浜市西部学校給食センター整備事業発注支援業務
- (2) 業務内容 別記「業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年11月30日まで
- (4) 提案上限額 23,100,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 事業担当課

〒792-8585

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会事務局学校教育課

電話 0897-65-1301(直通)

電子メール gakkou@city.niihama.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、平成31・32年度(令和元・2年度)新居浜

市入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント等」又は「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者（認定期間が有効であること。）のうち、次の要件を全て満たすものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成１１年法律２２５号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

（２）公告日から契約締結日までの間のいずれかの日においても、営業停止処分又は新居浜市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

（３）過去１０年間（平成２２年度から令和元年度まで）において、元請として地方公共団体が発注した４，０００食／日以上調理規模をもつ学校給食センターの新築又は改築をＤＢ方式、ＤＢＯ方式又はＰＦＩ方式により実施した要求水準書又は審査基準書の作成を含む発注支援業務の受託実績があること。

（４）技術士法（昭和５８年法律第２５号）に基づく建設部門若しくは総合技術監理部門として登録された「技術士」の資格を有する者又は建築士法（昭和２５年法律第２０２号）により登録された「一級建築士」の資格を有する者を管理技術者として配置できるものであること。

４ 参加資格確認申請書の提出等

本プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く８時３０分から１７時１５分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出しなければならない。

（１）提出期限 令和２年１０月２日（金）１７時１５分 必着

（２）提出先 ２の事業担当課

（３）参加資格確認結果の通知

令和２年１０月６日（火）までに事業担当課から公募型プロポーザル参加資格確

認結果通知書により通知する。

5 プロポーザル関係書類の配布方法

新居浜市のホームページ (<https://www.city.niihama.lg.jp/>) のトップページ上の「組織（部・課）でさがす」→「教育委員会事務局」→「学校教育課」画面を展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

(1) 配布期間

公告日から令和2年10月2日（金）までの閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内

(2) 配布場所 2の事業担当課

6 受託候補者の特定

業務提案の審査は、（仮称）新居浜市西部学校給食センター整備事業発注支援業務事業者選定審査委員会において、業務提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、審査基準に基づき総合的に評価及び判断し、受託候補者を特定する。

7 その他

(1) 受託候補者の特定後、本市との協議を経て契約締結を行う。

(2) 業務提案書その他の関係書類の作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費その他本業務の業務提案参加に要する経費は、参加者の負担とする。
また、提案報酬は、支払わないものとする。

(3) その他詳細については、（仮称）新居浜市西部学校給食センター整備事業発注支援業務公募型プロポーザル実施要領による。